

鳥取県医療施設等設備整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県医療施設等設備整備費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、へき地医療、救急医療等の特殊な医療の確保及び医療従事者の養成力の充実等を図ることを目的として交付する。

(事業計画の策定)

第2条の2 補助事業者は、補助金の交付を受けて前条の目的に資する事業に要する経費の一部に充てるときは、当該事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を知事が別に指定する日までに、県に提出するものとする。

(補助金の交付)

第3条 県は、第2条の目的の達成に資するため、医療施設等設備整備費補助金交付要綱（昭和54年厚生省厚生事務次官通知。以下「国要綱1」という。）及び医療提供体制推進事業費補助金交付要綱（平成19年1月17日付厚生労働省厚生労働事務次官通知。以下「国要綱2」という。）に基づき、次に定める者に予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者

(2) 別表2の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、当該間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）と同表の第4欄に掲げる基準額を比較していずれか低い額（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以上の間接補助金を交付する市町村（市町村が組織する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する組合及び連合を含む。以下同じ。）

2 本補助金の額は、次に定めるところによる。

(1) 補助事業にあつては、補助事業に要する別表1の第3欄に掲げる経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）と同表の第4欄の基準額を比較していずれか低い額（以下「補助対象経費」という。）に、同表の第5欄に定める率を乗じて得た額（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以下とする。

(2) 間接補助事業にあつては、間接補助対象経費の額（仕入控除税額を除く。）と別表2の第4欄に掲げる基準額を比較していずれか低い額に同表の第5欄に定める率を乗じて得た額（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者（同条例第2条第1項に定める事業者をいう。）への発注に努めなければならない。

(流用の禁止)

第4条 別表1の第1欄に掲げるそれぞれの事業の間においては、補助対象経費の流用をしてはならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、毎年知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 規則第5条の申請書には、前項に定めるもののほか、カタログの写し及び見積書の写しを添付しなければならない。
- 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率（別表1の第5欄及び別表2の第5欄に定める率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、知事がその財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

- 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 知事は、前条第4項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から、当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第7条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、間接補助金を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。） 、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、 第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 市町村が行う補助事業に係る事業計画の変更
- (2) 市町村が行う補助事業に係る本補助金の増額及び1割を超える減額
- (3) 設備の用途が変わる変更
- (4) 設備の機能が同等未満のものへの変更
- (5) 間接補助金の2割を超える減額

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中、「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について厚生労働大臣の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(間接的な変更等の承認)

第9条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

- (1) 間接補助事業に係る事業計画の変更
- (2) 間接補助金の増額及び1割を超える減額
- (3) 設備の用途が変わる変更
- (4) 設備の機能が同等未満のものへの変更
- (5) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第10条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業又は間接補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と交付決定を受けた年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号とする。

3 規則第17条第1項の報告書には前項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 契約書の写し
- (2) 納品書又は検収調書の写し
- (3) 支払いを証明する書類
- (4) 総事業費及び寄付金その他収入額を証する資料
- (5) 当該整備機器の写真

- 4 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 5 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第4号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに知事に報告しなければならない。また、確定した仕入控除税額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払）

第12条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

（財産の処分制限）

- 第13条 規則第25条第2項ただし書の期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円（市町村以外の者が取得等をした財産にあつては30万円）以上の機械器具とする。
 - 3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、第6条第1項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「処分について厚生労働大臣の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

（間接的な財産処分の承認）

- 第14条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 2 前条第3項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
 - 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。
 - 4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項に掲げる財産を定めなければならない。

（収益納付）

- 第15条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより、自ら又は間接補助事業者に収入があったときは、速やかに知事にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、知事はその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

（雑則）

第16条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年3月26日から施行し、平成12年度の補助事業から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成12年3月31日までに交付決定を受けた補助金については、改正前の医療施設等設備整備費補助金交付要綱の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年11月29日から施行し、平成13年度の補助事業から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までに交付決定を受けた補助金については、改正前の医療施設等設備整備費補助金交付要綱の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年3月20日から施行し、平成14年度の補助事業から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成14年3月31日までに交付決定を受けた補助金については、改正前の医療施設等設備整備費補助金交付要綱の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年1月14日から施行し、平成15年度の補助事業から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成15年3月31日までに交付決定を受けた補助金については、改正前の医療施設等設備整備費補助金交付要綱の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年5月27日から施行し、平成17年度の補助事業から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までに交付決定を受けた補助金については、改正前の医療施設等設備整備費補助金交付要綱の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年3月7日から施行し、平成18年度の補助事業から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までに交付決定を受けた補助金については、改正前の医療施設等設備整備費補助金交付要綱の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年7月25日から施行し、平成19年度の補助事業から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までに交付決定を受けた補助金については、改正前の医療施設等設備整備費補助金交付要綱の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年11月15日から施行し、平成21年度の補助事業から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までに交付決定を受けた補助金については、改正前の医療施設等設備整備費補助金交付要綱の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年2月25日から施行し、平成22年度の補助事業から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までに交付決定を受けた補助金については、改正前の医療施設等設備整備費補助金交付要綱の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年8月10日から施行し、平成23年度の補助事業から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までに交付決定を受けた補助金については、改正前の医療施設等設備整備費補助金交付要綱の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年3月27日から施行し、平成24年度の補助事業から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成25年3月27日までに交付決定を受けた補助金については、改正前の医療施設等設備整備費補助金交付要綱の例による。

附 則

この要綱は、平成26年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月29日から施行し、平成26年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年11月10日から施行し、平成27年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月15日から施行し、平成29年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年12月5日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月17日から施行し、令和元年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年11月2日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月4日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月5日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行し、令和5年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年9月20日から施行し、令和6年度の補助事業から適用する。